

政府におけるサイバー攻撃等への対処態勢の強化について

平成 22 年 12 月 27 日

情報セキュリティ対策推進会議・危機管理関係省庁連絡会議合同会議
申合せ

情報通信技術の発達した現代社会は、いわゆるサイバー攻撃の脅威にさらされており、我が国においても大規模なサイバー攻撃事態が発生する可能性がある。このため、以下の施策を講じることにより、政府におけるサイバー攻撃等への対処の取組をさらに強化していく必要がある。

1. 大規模サイバー攻撃事態等における政府の初動対処態勢の整備

- 内閣官房及び各府省庁は、相互に連携し、初動対処訓練を実施するとともに、その結果を踏まえ、対処の在り方に関する検討を行うことなどを通じ、大規模サイバー攻撃事態等が発生した際に、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）」等に基づく迅速かつ適切な初動対処をとるための態勢を整備する。

2. 平素からの情報収集の強化と情報共有の徹底

- サイバー攻撃事態に対し、政府として迅速かつ的確に対処するためには、平素から、各府省庁が収集したサイバー攻撃に係る情報が速やかに内閣官房に集約され、各府省庁等の必要な範囲に適時・適切に共有されることが極めて重要である。
 - ・ このため、各府省庁は、その業務において得たサイバー攻撃に係る情報を、可能な限り速やかに内閣官房情報セキュリティセンターに連絡する。
 - ・ また、内閣官房情報セキュリティセンターは、収集・集約された情報をサイバー攻撃に対する初動対処、被害の拡大防止及び再発防止に活用するため、情報連絡を行った府省庁の同意を得た上で、各府省庁に対して積極的な情報提供を行う。